

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月22日

【会社名】 中央ビルト工業株式会社

【英訳名】 CHUO BUILD INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 西本 安秀

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし。

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋富沢町11番12号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
中央ビルト工業株式会社 関西支店  
(大阪府大阪市中央区高麗橋1丁目5番9号)  
中央ビルト工業株式会社 中部支店  
(愛知県名古屋市中区新栄2丁目1番9号)  
中央ビルト工業株式会社 九州支店  
(福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1515番地5)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長西本安秀は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前事業年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点及び製造拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、たな卸資産、固定資産（貸与資産）に至る業務プロセスを評価の対象にした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断した。

### 記

当社は、平成29年8月に経理部調査により、名古屋工場の帳簿に除却すべき棚卸資産の計上が発見され、元製造本部長及び名古屋工場長へのヒアリングの結果、不良品となった除却処理すべき棚卸資産の大部分を除却していなかったことが判明した。さらに、名古屋工場長から元製造本部長の指示で半年毎の棚卸で実地棚卸高を水増し改竄していたこと、月末の帳簿棚卸高を改竄していたとの報告を受けた。当社は、直ちに事実確認調査を実施し、その結果、名古屋工場において不適切な会計処理が行われていたことが判明した。

そこで、当社は、さらに専門的及び客観的な見地から事実関係等の調査分析を行うことが必要であると判断し、平成29年9月に開催された取締役会において、当社と利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家を中心に構成された調査委員会の設置を決議し、調査を実施した。

調査の結果、名古屋工場では、不良となった棚卸資産の除却未了、棚卸における実地棚卸高の増額改竄及び月次決算の利益調整のための帳簿棚卸高の改竄などの不適切な会計処理が、過去から継続して意図的に行われていたことが明らかとなった。

これに伴い当社は、過年度の決算を修正し、平成25年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書、及び平成27年3月期の第3四半期から平成30年3月期の第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出した。

当社は名古屋工場の一部従業員のコンプライアンス意識が欠如していたこと、実地棚卸の内部統制が不十分であったこと、及び、工場に対するモニタリング体制が不十分であったことなど、棚卸資産プロセスに係る内部統制及び名古屋工場に関連する全社的な内部統制における一部の不備が不適切な会計処理を許し、且つ、その発見の遅れが生じ

たものと認識している。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識し、調査委員会の報告等を踏まえ、平成30年3月に以下の再発防止策を策定・着手している。この再発防止策のうち、実地棚卸作業の見直しと監視監督機能の強化や、内部通報制度に対する認識強化と運用の強化に関する施策の一つである「通報・相談・連絡ポストの設置」等を当事業年度末日までに実施している。

しかしながら再発防止策については運用に時間を要する施策が多く、十分な運用時間を確保することができなかったため、名古屋工場に関連する全社的な内部統制における一部の不備を当事業年度末日までに是正することができなかった。これらの内部統制の不備が結果として財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

なお、上記の不適切な会計処理により発生した必要な修正事項は、調査委員会による調査によって特定され、すべて財務諸表に反映されている。

(再発防止策)

- (1) 全社員へのコンプライアンス徹底と教育の充実・強化
- (2) 実地棚卸作業の見直しと監視監督機能強化
- (3) 内部通報制度に対する認識強化と運用の強化
- (4) 取締役の職責に対する認識及び理解の向上
- (5) 工場経理処理に関する他部門による監視
- (6) 内部監査室の機能強化
- (7) 監査等委員の機能強化

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。